

ASEANの地域投資協定における投資の保護

- 現地子会社の取扱いを中心に -

岩瀬 真央美*

Protection of foreign investment under the regional investment treaties in ASEAN: The treatment of the Local Subsidiary

Maomi IWASE*

Abstract

The treatment of their investment is an important issue for investors. In ASEAN countries, there are investment instruments agreed upon among the member countries. The main instruments are "The 1987 ASEAN Agreement for the Promotion and Protection of Investments", "The 1996 Protocol to Amend the 1987 ASEAN Agreement for the Promotion and Protection of Investments", and "The 1998 Framework Agreement on the ASEAN Investment Area". If the investment takes the form of the establishment of a local subsidiary, the treatment of subsidiaries by those agreements is an important matter. According to those agreements, only companies incorporated in one ASEAN country that invest in another ASEAN country are protected as "investors". In those cases, "the local subsidiary" is protected as an "investment" by the investor. However in those agreements, the subsidiary is distinguished from "other local companies". This shows that protecting "the local subsidiary" that is incorporated in an ASEAN country by those who are protected as "investors" in those agreements and engage in business activities there is important in order to protect investment by those investors. Therefore, it is appropriate to specify protection of "the local subsidiary" in investment instruments.

はじめに

ASEAN加盟国の多くは、従来の投資受入国や投資国の区分を超え二国間投資協定を積極的に締結している(櫻井1997: 401)。しかし同時に、ASEAN加盟国間の経済協力を推進するための地域的な協定が数多く締結され¹⁾、幾つかの地域投資協定も締結されている²⁾。ASEANレベルの地域投資協定は、

拘束力を有する文書(binding instruments)であり、投資保護に関連するものと投資促進・自由化を強化するものの2つの範疇に分けることができる(ASEAN Secretariat 1998: 2)。投資保護に関連する協定は、収用や海外送金等を規定するものであり、1987年ASEAN投資促進保護協定³⁾と1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書⁴⁾、そして1996年の紛争解決制度に関する議定書⁵⁾

*名城大学大学院法学研究科社会経済紛争研究所研究員

名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程修了(2001年3月)

等が締結されている。また、投資の促進・自由化を強化する協定としては、AICO (ASEAN Industrial Complementation) 基本協定やAFTA(ASEAN Free Trade Area) 計画、そして1996年のASEAN投資地域 (ASEAN Investment Area) 枠組み協定⁶⁾ (以下、「AIA枠組み協定」という) 等が締結されている。このAIA枠組み協定は、計画 (scheme) ではなく取決め (arrangement) であり、ASEAN地域における直接投資の流れを管理・促進する主要な文書となっている (ASEAN Secretariat 1998: 2-3)。このように、ASEAN地域における投資活動は、投資受入国の国内法だけでなく、種々の投資協定によっても、その保護が図られているといえる。

外国投資家が行う「投資」の場合、その投資形態として、投資受入国での「現地子会社⁷⁾」の設立が考えられる。そして、投資紛争の解決を目的とする「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約⁸⁾ (以下、「投資紛争解決条約」という)」の下で設立された投資紛争解決国際センター (“International Centre for Settlement of Investment Disputes”、以下「ICSID」という) の仲裁手続においても、「外国人が支配しているために紛争当事者が投資受入国以外の締約国の国籍を有する法人として取扱うことに合意した投資受入国の国籍を有する法人」すなわち「現地子会社」自体が紛争当事者として取扱われている (第25条第2項 (b))。この投資紛争解決条約には、ASEAN加盟国のうちインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールが締約国となっている⁹⁾。また、後にIIで述べるように、1987年ASEAN投資促進保護協定では、

紛争解決手段の一つとしてICSID仲裁が規定されている。

ICSIDへの紛争付託では、現地子会社に対するICSIDの管轄が認められると、次に仲裁判断に適用される法規 (仲裁判断の基準) の決定が問題となる。仲裁判断の基準に関して、投資紛争解決条約では、紛争当事者が合意する法規が適用され、当該合意が存在しない場合には、紛争当事者である締約国の法及び該当する国際法の規則が適用されると規定されている (第42条)。紛争当事者間に仲裁判断の基準に関する合意が存在しない場合で、投資協定に規定された紛争解決条項に基づいて紛争がICSIDに付託された多くの事例では、投資協定が適用される外国投資家の実質的な待遇に関して、当該投資協定に明記された国際法の規則に従う判断が、仲裁裁判所に対して求められている (Shihata & Parra 1999: 336)。すなわち、投資協定に基づいたICSIDへの紛争付託事例では、仲裁判断の基準として、紛争付託の根拠となった投資協定が適用されるといえる。そのため、仲裁判断で示される「投資の保護」の具体的内容は、投資協定に明記された「投資の保護」に関する規定の内容に基づいて決定されるといえる。

このように、投資協定における「投資の保護」は、投資協定の適用・解釈を通じて実現されるものである。言い換えれば、具体的な「投資の保護」は、投資協定の適用・解釈を巡る紛争解決手続の中で明らかになるといえる。そのため、投資協定における「投資の保護」を実現するものとして、投資協定に規定された紛争解決手続が重要になる。ここで、「現地子会社」について考えると、これは「外国投資家の投資」であ

ると同時に、法的には外国投資家から独立した存在である。すなわち、「現地子会社を通じて行われる外国投資家の投資」の場合には、投資協定における「投資の保護」と「現地子会社」の取扱いの関係を明らかにすることが重要であるといえる。そこで本稿では、ASEANの地域投資協定を取り上げ、ICSIDの仲裁判断の基準として適用される「投資の保護」に関する規定では現地子会社がどのように規定されているのか、そして、紛争解決条項では現地子会社がどのように取扱われているのかを検討する。本稿では、この検討を通じて、「現地子会社を通じて行われる外国投資家の投資」を保護するためには、投資協定において「現地子会社」をどのように取扱うことが適切であるのかを提示してみたい。

ここで本稿で検討の対象とするASEANの地域投資協定を明らかにしておく。AIA枠組み協定は、1987年ASEAN投資促進保護協定を補完することを意図するものである¹⁰⁾。AIA枠組み協定第12条では、1987年ASEAN投資促進保護協定及び1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書の下で規定された既存の権利義務が認められると明記されている。そして同時に、1987年ASEAN投資促進保護協定・1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書よりもAIA枠組み協定が有利な規定を明記している場合には、AIA枠組み協定の規定が適用されると規定されている。そのため、AIA枠組み協定が規定していない事項には、1987年ASEAN投資促進保護協定・1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書が適用されると考えられる。そこで本稿では、投資保護に関連する協定として1987年ASEAN投資促進保護協定・1996年ASEAN

投資促進保護協定改定議定書¹¹⁾を、また、投資促進・自由化を強化する協定としてAIA枠組み協定¹²⁾を取り上げる。なお、ASEANにおける紛争解決に関する条約として1996年の紛争解決制度に関する議定書が存在するが、これは、加盟国間の紛争を対象としたものであり、本稿で検討の対象とする現地子会社の取扱いは直接問題にならないといえる。

検討の方法として、まず、「現地子会社」の範囲を明らかにするために、ASEANの地域投資協定において保護の対象となる「会社」の要件を明らかにする(II 1)。その上で、紛争解決条項(外国投資家と投資受入国との間の紛争)における現地子会社の取扱い(紛争当事者として取扱っているのか否か)を明らかにする(II 2)。さらに、紛争解決条項以外において現地子会社をどのように取扱っているのか(現地子会社へ適用される条項)を明らかにする(II 3)。次に、「現地子会社を通じて行われる外国投資家の投資」の場合、現状では協定上「現地子会社」がどのように取扱われることになるのかを検討する(III)。最後に、以上の検討に基づいて、「現地子会社を通じて行われる外国投資家の投資」を保護するためには、投資協定において「現地子会社」をどのように取扱えば適切であるのかを提示し、本稿の結論とする(IV)。

なお、本稿で引用するASEAN投資促進保護協定・1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書及びAIA枠組み協定の関連条文の日本語訳は筆者が行ったものである。

II 「現地子会社」に関するASEANの地域投資協定の規定

1 ASEANの地域投資協定が適用される「会社」

1987年ASEAN投資促進保護協定の対象となる会社は、第1条第2項において規定されている。第1条第2項¹³⁾によれば、1987年ASEAN投資促進保護協定にいうところの締約国の「会社」とは、その形式を問わず締約国の領域内で設立され且つ当該締約国領域内で事実上の経営を行っているものである。

これに対して、AIA枠組み協定では、ASEAN投資家と全ての投資家が保護の対象となっているが（第4条）、ASEAN投資家には他の投資家に比べて有利な待遇が付与されている。AIA枠組み協定第1条¹⁴⁾によれば、ASEAN投資家にはASEAN加盟国の法人が含まれている。ASEAN投資家は、別の加盟国に投資を行うものであり、当該投資には投資受入国の国内持分要件を満たす「効果的ASEAN持分（effective ASEAN equity）」が必要になる。また、この定義の適用上、ASEAN加盟国の自然人又は法人の持分は、投資受入国の自然人又は法人の持分であると看做されている。ASEAN加盟国の投資家が投資に対して決定的な保有財産を有していることがこの「効果的ASEAN持分」が認められる要件となる。しかし、ASEAN投資家の持分構造のために、決定的な保有財産構造を確立することが困難な場合は、ASEAN加盟国（投資受入国）で用いられている効果的持分に関する規則が適用されることになる。さらに、AIA枠組み協定上、「法人」とは、その設立目的や形式等を

問わず、加盟国の適用法規に基づいて設立された法的主体を意味している。

1998年10月8日、マニラで行われたAIA理事会において公布された共同プレス（joint press）⁵⁾では、「寛容な定義（liberal definition）がASEAN投資家について採用され、ASEAN投資家は、各投資受入国の持分要件（equity condition requirement）に従い国内投資家に等しいものとして定義された」と明記されている。

2 外国投資家と投資受入国との間の紛争

2-1 紛争解決手続

「外国投資家と投資受入国との間の紛争」に関して、1987年ASEAN投資促進保護協定では規定されているが、AIA枠組み協定では規定されていない。そのため、1で述べたように、AIA枠組み協定第12条に従い、外国投資家と投資受入国との間の紛争には、1987年投資促進保護協定の規定が適用されることになる。

1987年ASEAN投資促進保護協定第10条¹⁶⁾は、投資から直接生じる法律上の紛争について規定している。これによれば、紛争が生じた場合、紛争当事者間の友好的な解決が行われることになる（第1項）。そして、友好的な解決がなされない場合、紛争解決手段の一つとしてICSIDへの紛争付託が規定されている（第2項）。

2-2 紛争解決手続における紛争当事者

1987年ASEAN投資促進保護協定では、一方の紛争当事者として、「投資受入国以外の締約国の国民又は会社」が規定されている。投資紛争の当事者として取扱われる「会社」は、1987年ASEAN投資促進保護協定の定義

(第1条第2項)に基づいて、「ASEAN加盟国(投資国)で設立され、別の加盟国(投資受入国)に投資を行った会社」とであると解釈できる。そのため、投資受入国で設立された現地子会社は、「現地法人」であり、1987年ASEAN投資促進保護協定上では紛争当事者として扱われまいといえる。つまり現地子会社を巡る投資紛争が生じた場合、現地子会社を設立した「会社(外国投資家)」のみが紛争当事者として扱われることになる。

3 「現地子会社」に関する投資協定上の規定

3-1 「投資」としての現地子会社

1987年ASEAN投資促進保護協定第1条第3項¹⁷⁾は、「投資」には「会社の持分等」が含まれると規定する。また、第2条¹⁸⁾では、ASEAN加盟国の「会社」による別のASEAN加盟国(投資受入国)への投資であって、投資受入国の認可を受けた投資が、1987年ASEAN投資促進保護協定によって保護されている。そして、1987年ASEAN投資促進保護協定第4条第2項¹⁹⁾では、ASEAN加盟国の投資家による全ての投資に対して最恵国待遇が付与されている。

これに対して、AIA枠組み協定は、特に「投資」について定義していない。しかし、第2条²⁰⁾では、証券投資以外の全ての直接投資に対してAIA枠組み協定が適用されると規定されている。また、AIA枠組み協定では、ASEAN投資家及びその投資に対して内国民待遇(第7条)と最恵国待遇(第8条)が付与されている。AIA枠組み協定では「全ての直接投資」が対象とされるため、1987年ASEAN投資促進保護協定が規定する「会社

の持分等」も、当然にAIA枠組み協定が規定する「投資」に含まれると考えられる。

以上のことから、1987年投資促進保護協定では、第2条の規定により投資受入国によって認可された「外国投資家の投資」のみが保護されることになる。そのため、1987年投資促進保護協定は、ASEAN加盟国の投資家による別のASEAN加盟国への全ての投資を対象とするのではないといえる(Davidson 1997: 78)。ASEANの地域投資協定では、投資受入国に利益をもたらす投資のみが、協定によって保護されることになる(Sornarajah 1995: 122)。すなわち、投資受入国によって認可された「外国投資家の投資」(1987年投資促進保護協定)や、効果的ASEAN持分要件を満たした「ASEAN投資家の全ての直接投資」(AIA枠組み協定)のみが保護されることになるといえる。これら2つの協定では、「投資」として「会社(現地子会社)の持分等」が含まれている。このことから、ASEANの地域投資協定では、ASEAN加盟国の投資家(外国投資家)が所有する「会社の持分等」が「投資」として保護されることで、現地子会社が保護されることになると考えられる。

3-2 投資受入国の「現地法人」とは区別して規定される現地子会社

1987年ASEAN投資促進保護協定第6条²¹⁾は、投資の収用と補償について規定している。第6条第1項は、ASEAN加盟国の投資家(外国投資家)の投資に対する収用措置を規定する。そして、第2項は、投資受入国で設立された「現地子会社」の「資産」が収用された場合で、且つ、当該会社の株式を外国投資家が所有している場合に、収用された現地子会社の資産に対して当該外

国投資家が有していた利益の限度において、第1項の規定が適用されると規定する。このように、収用に関しては、特に「現地子会社の資産」についても規定されている。この点で、「現地子会社」は、投資受入国の他の現地法人と区別して取扱われているといえる。

III ASEANの地域投資協定における「現地子会社」の取扱い

1 協定において保護される主体-外国投資家として取扱われる「会社」-

1987年ASEAN投資促進保護協定では、ASEAN加盟国の領域内で設立され且つ当該加盟国領域内で事実上の経営を行っている「締約国の会社」は、別のASEAN加盟国へ投資をする場合に当該投資が投資受入国によって認可されると、外国投資家として協定上保護されることになる。また、AIA枠組み協定では、ASEAN加盟国の適用法規に基づいて設立された法的主体である「締約国の法人」は、別のASEAN加盟国への投資が「効果的ASEAN持分」の要件を満たす場合に、ASEAN投資家として協定上保護されることになる。

AIA枠組み協定では、1987年ASEAN投資促進保護協定とは異なり、設立準拠法国の「事実上の経営（活動）」が「会社」の要件とされていない。しかし、1987年ASEAN投資促進保護協定においても、AIA枠組み協定においても、ASEAN加盟国で設立されるという設立準拠法を一つの要件として、外国投資家として取扱われる「会社」が判断されている。そのため、ASEANの地域投資協定では、原則として、あるASEAN加盟国において設立された「会社」が、当該「加盟国の

会社」となる。そして、当該「加盟国の会社」は、別のASEAN加盟国（投資受入国）への投資が投資受入国によって認可されると、外国投資家として協定上保護されることになる²²⁾。すなわち、ASEAN加盟国（投資受入国）で設立された「現地子会社」は、投資受入国の「現地法人」として取扱われると考えられる。その結果、外国投資家に代わって実際に投資活動を行っている現地子会社であっても、協定上外国投資家に認められた優遇措置は、当該現地子会社に対して認められないことになる。

2 投資協定中の「現地子会社」

ASEANの地域投資協定では、現地子会社は、外国投資家に認められた優遇措置を直接享受することはできないと考えられる。しかし同時に、現地子会社自体を対象とする規定も存在している。

2-1 外国投資家による「投資」

1987年ASEAN投資促進保護協定では、外国投資家が所有する「現地子会社の持分等」が「投資」として保護されることで、「現地子会社」が保護されるといえる。もともと、当該協定が適用される投資は、投資受入国によって認可されなければならない（第2条）。そのため、現地子会社が「投資」として保護されるか否かの判断は、投資受入国に委ねられているといえる。これに加えて、実際の投資活動を規律している国内法の内容がASEAN加盟国間で異なっているため、ASEAN加盟国間の投資協力に否定的な影響を与えていると指摘されている（Chirathivet, Pachusanond & Wongboonsin 1999: 31）。このことを考えると、投資受入国の判断によっては、「現地子会社」が「投

資」としても保護されないことがあり得るといえる。

AIA枠組み協定でも、「ASEAN投資家」が行う別のASEAN加盟国への投資が保護される。ASEAN投資家が別のASEAN加盟国で現地子会社を設立した場合、当該現地子会社は「投資」として保護されることになる。しかし、当該協定においても、ASEAN投資家の行う「投資」は、「効果的ASEAN持分」の要件を満たさなければならない。そのため、この「効果的ASEAN持分」を満たしていないと判断されると、現地子会社は「投資」としても保護されない場合があると考えられる。実際、ASEAN加盟国間では「効果的ASEAN持分」に必要な投資受入国の国内持分要件を3割、5割、7割のいずれとするかで対立していると指摘されている（金子1999：23²³）。今後の運用を通じて、現地子会社が「投資」として保護されるための具体的な要件を明らかにすることが必要である。

2-2 投資活動の「主体」として直接保護される現地子会社

1987年ASEAN投資促進保護協定が規定する紛争解決条項では、紛争当事者として取扱われる「会社」には、原則として投資受入国に投資をする「締約国の会社（外国投資家）」のみが該当すると解釈できる。条文上、投資受入国において設立された現地子会社の取扱いについては特に規定されていない。しかしながら、「外国投資家」が「現地子会社」を設立する場合には、投資活動は当該現地子会社を通じて行われることになる。この場合、「現地子会社」が「外国投資家」に代わって実際の投資活動を行うと考えられる。このように考えた場合、投資活動に関

連して生じる紛争は、直接的には、外国投資家と投資受入国との間で生じるのではなく、実際に投資活動を行っている現地子会社と投資受入国の間で生じているといえる。

Iで述べたように投資紛争解決条約では、投資受入国の会社であっても、当該会社が外国人に支配されており、且つ、両紛争当事者が当該会社を投資紛争解決条約の適用上、他の締約国の国民として取扱うことに合意した場合、例外的に当該会社に対するICSIDの管轄が認められている（第25条第2項（b））。そして、1987年ASEAN投資促進保護協定第10条第2項では、紛争解決手段の一つとしてICSIDへの紛争付託が規定されている。また、外国投資家が希望する場合には、ICSIDにおける仲裁が義務づけられることになっている（Sornarajah 1995: 122）。そのため、紛争がICSIDに付託された場合には、現地子会社であっても紛争当事者として取扱われる場合があると考えられる。しかしながら、1987年ASEAN投資促進保護協定は、現地子会社に対するICSIDの管轄を認めた第25条第2項（b）に言及していない。1987年ASEAN投資促進保護協定の条文上、現地子会社が紛争当事者として認められるか否かは明らかでない。現地子会社が紛争当事者として1987年ASEAN投資促進保護協定に基づいて実際に紛争をICSIDに付託した場合、当該現地子会社がどのように取扱われるか注目される。しかし、1999年7月の時点においては、1987年ASEAN投資促進保護協定に関連する紛争は生じていない²⁴。

これに対して、1987年ASEAN投資促進保護協定第6条第2項は、「現地子会社の資産」の収用について規定することから、「ASEAN加盟国（投資国）の会社（外国投

資家)」の所有する利益の保護を目的とするものといえる。これは、「外国投資家の投資」を広く保護するために、「現地子会社の株主の権利」を認めたものと考えられる。ただし、この規定によっても「現地子会社」自体が直接保護の対象となっているのではないといえる。しかしながら、同条第1項でも「外国投資家の投資」の収用については規定されている。ここで、1987年ASEAN投資促進保護協定における「現地子会社」の取扱いを考えると、「現地子会社」は、「会社」の定義に基づいて投資受入国の「現地法人」として取扱われ、一方では外国投資家の所有する「投資（会社の持分等）」としても保護されている。また、「現地子会社の資産」自体が収用された場合には、外国投資家が所有する「会社の持分等」の価値が減少すると考えられる。しかしこれは、「外国投資家の投資（現地子会社の持分等）」自体が収用されていないため、第1項を適用できない場合であると解釈できる。その結果、外国投資家が投資活動の主体として設立した「現地子会社の資産」が収用されたとしても、協定上は保護されないことになるといえる。この問題を解決するために、第2項で改めて「現地子会社の資産」自体の収用が規定されていると解釈できる。このことを考慮すると、第6条第2項は、「現地子会社の資産」が、「外国投資家の投資」とは異なるものとして取扱われることを示した規定であると解釈できる。1987年ASEAN投資促進保護協定の収用に関する規定では、「外国投資家の投資」を保護するためには「現地子会社の資産」の取扱いについても考慮することが必要である、という点が示されているといえる。このことから、「現地子会社」は、

「外国投資家の投資」としてだけでなく、これとは区別された存在として保護される必要があるのではないかと考えることができる。

IV おわりに

ICSIDへの紛争付託を規定する投資協定であれば、投資紛争解決条約第25条第2項(b)との関係で、現地子会社に対するICSIDの管轄が問題になるといえる。そのため、「現地子会社」を通じて投資を行う外国投資家が存在する状況では、投資協定上、「現地子会社」の取扱いを明記することが重要になる。「現地子会社」は、「外国投資家の投資」という点で他の現地法人とは異なる性質を有している。1987年ASEAN投資促進保護協定が「収用」に関する規定の中で「現地子会社の資産」について特に規定する趣旨を考えると、「現地子会社を通じて行われる外国投資家の投資」を保護するためには、「現地子会社」自体を直接保護する規定についても考慮することが適切である。

もっとも、1987年ASEAN投資促進保護協定では、最恵国待遇を規定するに留まり、内国民待遇の問題を加盟国間で締結される協定に委ねている。ASEAN加盟国は、国家主権や国内産業の育成等の観点から、多国籍間の投資協定における内国民待遇の付与に対して消極的であると指摘されている(Chee: 23-24. in Chia & Tan 1997)。また、本稿で検討した2つの地域投資協定とは別に、ASEAN加盟国であるインドネシア・マレーシア・シンガポールの3カ国は、新しい経済協力の形態である「成長の三角地帯(Growth Triangle³⁶)」の法的枠組みとして、シンガポール・インドネシア間、及び、シ

ンガポール・マレーシア間の二国間投資協定を締結している²⁶⁾。これら2つの協定は、1987年ASEAN投資促進保護協定を前提として作成されている(Foo 1991: 179-181²⁷⁾)。しかし、「会社」の定義に関して、1987年ASEAN投資促進保護協定とシンガポール・インドネシア間の投資協定との間には相違があると指摘されている(Foo 1991: 181)。本稿で明らかにしたように、1987年ASEAN投資促進保護協定では、ASEAN加盟国の「会社」は、ASEAN加盟国の領域内において現行法に基づき設立された会社等で、当該ASEAN加盟国で事実上の経営を行っているものである。これに対して、インドネシア・シンガポール間の投資協定では、経営の中心地が第三国に置かれているとしても(notwithstanding their effective seat of management is somewhere else)、シンガポール又はインドネシアにおいて登録された外国会社は、協定上保護されると規定している。この規定に関して、潜在的投資家であるシンガポールに置かれた多くの多国籍企業の存在を意識するものであり、当該規定がインドネシアへの投資に対する刺激になると考えられている。そしてこのことは、インドネシアに置かれた多国籍企業にとっても同様であると考えられている(Foo 1991:181)。この他にも、1987年ASEAN投資促進保護協定第2条第1項では投資受入国の投資認可が必要とされているが、インドネシア・シンガポール間の投資協定の下ではシンガポール企業によって行われる事業(投資)は、インドネシアの外国投資法による認可を得ることなく、自動的に1987年ASEAN投資促進保護協定の保護が与えられることになるかと指摘されている(Foo 1991:

181; 今泉1996: 36)。これらのことを考えると、外国投資家が現地会社を通じてASEAN加盟国で投資活動を行う場合には、ASEANの地域投資協定と同時に、投資受入国(ASEAN加盟国)が締結した二国間投資協定の適用を考慮することも必要になるといえる。そして、個々の協定毎に、協定上保護される「締約国の会社」の要件が異なる場合もあると考えられる。そのため、今後の研究では、ASEAN加盟国における現地会社を通じて行われる外国投資家の投資に関して、ASEANの地域投資協定における現地会社の取扱いのみではなく、個々の二国間投資協定における現地会社の取扱いを同時に検討していきたい。

注

- 1) ASEAN域内協力全般については以下の文献を参照: 安田2000: 315-337.; 櫻井2000: 210-244.; Sucharitkul 1991: 124-139.; Suthad 1998.
- 2) ASEAN域内には、地域的な多国間による投資政策は存在していないとし、ASEAN域内における共通投資法典の創設を目指すべきであるとの見解が存在している(Konan 1996: 346)。しかしながらこの見解では、1987年ASEAN投資促進保護協定をどのように捉えているか示されていない。そして他にも、「ASEANは共通の投資政策を持っておらず、投資の促進・保護に関する取決めをしているのみである(ASEAN had no common investment policy, but an agreement on investment promotion and protection.)」とする見解もあるが(Suthiphand, Chumphorn & Patcharawalai 1999: 33)。この見解でも、1987年ASEAN投資促進保護協定をどのように捉えているか不明である。なお、この1987年ASEAN投資促進保護協定それ自体の存在があまり一般に知られていないため、1987年

ASEANの地域投資協定における投資の保護

- ASEAN投資促進保護協定やAIA枠組み協定を含めたASEANにおける投資政策に関する広報活動を、ASEAN事務局が積極的に行っている状況にある（ASEAN事務局投資・財政・金融部門上級職員（Senior Officer, Investment, Finance and Banking）Maricel S. Masesar氏からの1999年7月16日付E-Mailでの回答）。
- 3) Agreement among the Government of Brunei Darussalam, the Republic of Indonesia, Malaysia, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, and the Kingdom of Thailand for Promotion and Protection of Investments.
 - 4) Protocol to Amend the Agreement among the Governments of Brunei Darussalam, the Republic of Indonesia, Malaysia, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, and the Kingdom of Thailand for the Promotion and Protection of Investment.
 - 5) Protocol on Dispute Settlement Mechanism.
 - 6) Framework Agreement on the ASEAN Investment Area.
 - 7) 本稿では、投資受入国の「現地法人」であるものを「現地子会社」と呼び、「外国投資家が投資受入国の国内法に基づいて設立した、外国投資家に代わって投資受入国において投資活動を行う現地子会社」と定義する。
 - 8) 昭和42年8月25日公布、条約第10号。
投資紛争解決条約及びICSID全般については以下の文献を参照：池田1969；河野1995：325-353；河野1998：601-621。
 - 9) なお、カンボジアは、1993年11月5日に署名しているが、2001年8月現在未発効である。また、タイも、1985年12月6日に署名しているが、2001年8月現在未発効である。
 - 10) この見解については、Investment, available at <http://www.aseansec.org/economic/ov_inv.htm>を参照。
 - 11) 1987年ASEAN投資促進保護協定は、1987年12月15日に、ASEAN加盟国であるブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの間で締結された協定であり、1996年に改定作業が行われた（U. N. Conference on Trade & Development 1996: 293）。1996年9月12日、ジャカルタにおいて、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの各国政府の間で1996年ASEAN投資促進保護協定改定議定書が締結された。なお、テキストは、ASEAN SECRETARIAT 1998: 3-6, 11-30を参照。
 - 12) ASEAN投資地域（AIA）計画は、1997年7月にマニラで開かれていたASEAN投資誘致機関代表会議で、その計画の作成が確認されたものである。この時点では、ASEANの経済成長を維持するには、域内の投資交流を一段と拡大する必要があるとされ、計画では、域内の投資規制の緩和や投資手続の透明化、共通化が柱とされていた（『日本経済新聞』1997年7月5日）。その後、1998年7月にマニラで開かれていたASEAN外相会議において採択された共同声明において、ASEAN自由貿易地域（AFTA）とAIAの実施を加速する決意が表明されている（『日本経済新聞』1998年7月26日；『朝日新聞』1998年7月26日）。そして、1998年10月にマニラで開かれたASEAN経済閣僚会議において、直接投資を域内で自由化するAIA枠組み協定が調印された。この協定は、自由な投資活動を保障する環境を整えることで、域内投資の促進と域外からの投資の増加を図ることを目的とし、域内の投資を2010年までに自由化し、域外からの投資は2020年までに自由化することを目標としていた（『日本経済新聞』1998年10月8日；『朝日新聞』1998年10月8日）。しかしながら、その後発生したアジア経済危機を克服するため、自

由化を加速し投資意欲を刺激する狙いで、域内投資の自由化について、ベトナム・ラオス・カンボジアを除くASEAN加盟7ヶ国が、自由化の目標年次を7年繰り上げ、2003年とすることで基本合意している（『日本経済新聞』1998年11月5日；ASEAN研究会「ASEAN広域経済圏への道 域内経済協力⑤」『日本経済新聞』1999年6月3日）。なお、テキストは、ASEAN Secretariat 1998: 7-9, 49-68. を参照。

13) 第1条 定義

この協定の適用上、

第2項 締約国の「会社」(company)とは、社団法人(corporation)、組合(partnership)、又は、その他の事業団体(other business association)であって、締約国の領域内で効力を有する法律に基づいて設立され、且つ、当該締約国の領域内で事実上の経営が行われているものをいう(wherewithin the place of effective management is situated)。

14) 第1条 定義

この協定の適用上、

「ASEAN投資家」とは、

i. 加盟国の自然人(a national)；又は

ii. 加盟国の法人(any juridical person)であり、他方の締約国において投資を行っているものであり、他のASEAN持分で累加的に占められた投資に対する効果的ASEAN持分(effective ASEAN equity of which taken cumulatively with all other ASEAN equities)が、少なくとも、当該投資に関する投資受入国の国内法及び公布された国内政策の国内持分要件(national equity requirement)及び他の持分要件(other equity requirements)を満たす最小割合要件を満たす。

この定義の適用上、加盟国の自然人又は法人の持分(equity)は、投資受入国の自然人又は法

人の持分(the equity)であると看做されなければならない(shall be deemed to be)。

ASEAN加盟国での投資に関する「効果的ASEAN持分」とは、当該投資に対するASEAN加盟国の自然人又は法人による決定的な保有財産(ultimate holdings)を意味する。ASEAN投資家の持分構造(the shareholding/equity structure)のために、決定的な保有財産構造(ultimate holding structure)を確立することが困難である場合、ASEAN投資家が投資を行っている加盟国が用いている効果的持分決定のための規則及び手続が適用される。必要な場合、投資協力委員会は、この目的のための指針を準備しなければならない。

「法人(juridical person)」とは、社団法人(corporation)、トラスト(trust)、組合(partnership)、合弁会社(joint venture)、一人会社(sole proprietorship)、団体(association)を含む、利益獲得のためであるか又はその他の目的のためであるかに拘わらず、及び、個人所有であるか又は政府所有であるかに拘わらず、加盟国の適用法規に基づいて合法的に構成され(duly constituted)又はその他の方法で組織された(otherwise organised)全ての法的主体(any legal entity)を意味する。

15) 共同プレスについては、Joint Press Release, Inaugural Meeting of the ASEAN Investment Area (AIA) Council on 8 October 1998, Manila Philippines, available at <<http://www.aseansec.org/economic/>>を参照。

16) 第10条 締約国と他の締約国の投資家との間の紛争

第1項 締約国及び当該締約国以外の締約国の国民又は会社との間で、投資から直接生ずる法律上の紛争は、できる限り、当該紛争当事者間で友好的に解決されなければならない。

第2項 当該紛争が生じたときから6箇月以内に

ASEANの地域投資協定における投資の保護

解決できない場合、いずれか一方の当事者は、当該紛争を調停又は仲裁に付託することを選択でき、当該選択は他方の当事者を拘束する。当該紛争は、投資紛争解決国際センター（ICSID）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、クアラルンプール地域仲裁センター（the Regional Centre for Arbitration at Kuala Lumpur）又は、その他のASEAN域内にある地域仲裁センターに付託することができ、紛争当事者は、当該仲裁の実施のためにいずれかの仲裁機関を指定することに同意する。

17) 第1条 定義

この協定の適用上、

第3項「投資」（investment）とは、全ての種類の資産（asset）であって、特に以下のものを含むが、これに限られるものではない（thorough not exclusively）：

b）会社（companies）の持分（shares）、株式（stocks）、社債（debentures）又は、会社の財産（property）に対する利益（interests）

18) 第2条 適用範囲

第1項 この協定は、締約国の国民又は会社によって、それ以外の締約国の領域において行われた投資、又は、当該領域への投資に直接関係する投資であって、及び、投資受入国が明確に文書で承認し且つ登録し、並びに、この協定の適用の目的に適切であると看做される条件を満たす（upon such conditions as it deems fit for the purpose of this Agreement）投資に対してのみ適用される。

第2項 この協定は、本条約第1項の規定に基づき、本協定の適用範囲に含まれない投資に関して、締約国の権利義務に影響するものではない。

第3項 この協定は、本協定の効力発生後、投資

受入国が明確に文書で承認し且つ登録し、及び、この協定の適用の目的に適切であると看做される条件を満たす（upon such conditions as it deems fit for the purpose of this Agreement）投資の場合、当該投資が本協定発効前に行われたものであっても適用される。

19) 第4条 待遇

第2項 締約国の投資家による全ての投資は、他方の締約国の領域内において、公正で且つ公平な待遇を享受する。この待遇は、最恵国待遇を付与された投資家に対して付与された待遇よりも、不利な待遇であってはならない。

20) 第2条 適用範囲

この協定は、次のものを除いた、全ての直接投資（all direct investment）に対して適用される。

証券投資；及び

サービスに関するASEAN枠組み協定のような、他のASEAN協定が適用される投資に関連する事項。

21) 第6条

第1項 締約国の国民又は会社の投資は、公共の使用、公共の目的、又は、公共の利益の場合を除いて、及び、法の適正な手続、無差別原則、十分な補償の支払に基づく場合を除いて、収用、国有化、又は、それと類似のいかなる手段（以下、「収用」という）の対象とはならない。以下略。

第2項 締約国が、その領域において効力を有する法律に基づいて設立（incorporated）又は構成された（constituted）会社の資産を収用する場合で、他方の締約国の国民又は会社が当該会社の株式を所有している場合、締約国は、本条第1項で付与された補償を確保するために、収用された資産に占める利益の限度において、当該国民又は会社に対して本条第1項の規定を適用する。

22) なお、1987年ASEAN投資促進保護協定及びAIA枠組み協定では、協定上保護される会社（外国投資家）を設立した「投資家」の要件は規定していない。そのため、会社（外国投資家）の「投資家」が「非締約国」の国民又は会社であった場合にも、当該「会社（外国投資家）」が「締約国」の国民・会社が設立した会社と同等に取扱われるのかは不明である。

23) なお、金子論文は、「アセアン域内からの出資比率」について述べているが、これは本稿でいうところの「ASEAN投資家」が別のASEAN加盟国への投資において必要とされる「効果的ASEAN持分」を意味していると解釈できる。

24) ASEAN事務局投資・財政・金融部門上級事務員（Senior Officer, Investment, Finance and Banking）Maricel S. Masesar氏からの1999年7月16日付E-Mailでの回答。

なお、その後の状況については、調査することができなかった。もっとも、2001年7月現在、ASEAN加盟国が紛争当事者となりICSIDに付託された紛争があるが（Amco Asia Corporation and others v. Republic of Indonesia（Case No.ARB/81/1）.; Philippe Gruslin v. Malaysia（Case No.ARB/94/1）.; Philippe Gruslin v. Malaysia（Case No.ARB/99/3）.）、Amco事件以外、現時点ではその仲裁判断が公表されていない。そのため、これらの事件が1987年ASEAN投資促進保護協定に基づいて紛争付託されたものであるか否かについて、確認することができなかった（ICSID Cases, available at <<http://www.worldbank.org/icsid/cases/cases.htm>>.）

25) 「成長の三角地帯」構想については以下の文献を参照：Davidson 1997: 79-83.; Lee（Tsao）1991.; Toh & Low 1993.

26) 具体的には、1989年10月にシンガポールとマレーシアとの間で二国間協定が締結され（Vatikiotis

1990a: 15; Davidson 1997: 81）1990年8月28日には、シンガポールとインドネシアとの間で、「成長の三角地帯」の対象地域を拡大する協定と投資促進協定が署名されている（Vatikiotis 1990b: 13.; Davidson 1997: 81.）。なお、これらの文献では、締結された協定を二国間投資保証協定（bilateral investment guarantee agreement）としているが、これは、シンガポール司法長官府（Attorney General's Chambers）Foo氏の論文（1991）を考慮すると、投資促進保護協定（Agreement for the Promotion and Protection of Investment）（二国間投資協定）を意味していると解釈できる。

27) なお、この論文では、1987年ASEAN投資促進保護協定以外にも、1974年8月29日のシンガポールとインドネシアとの間の経済・技術協力に関する基本協定（Basic Agreement on Economic and Technical Cooperation between Singapore and Indonesia of 29 August 1974.）1980年10月31日のBatam開発の枠組みの中での経済協力に関するシンガポールとインドネシアとの間の協定（Agreement between Singapore and Indonesia on Economic Cooperation in the framework of the development of Batam, signed on 31 October 1980.）1990年8月28日のRiau省開発の枠組みの中での経済協力に関するシンガポールとインドネシアとの間の協定（Agreement between Singapore and Indonesia on Economic Cooperation in the framework of the Development of Riau Province, of 28 August 1990.）も検討されている。

引用文献

ASEAN Secretariat. 1998. Handbook of Investment Agreements in ASEAN. Jakarta Indonesia: ASEAN Secretariat.
Chee, Peng Lim, ASEAN's Policies Towards the European Union, in Chia, Siow Yue, & Tan,

ASEANの地域投資協定における投資の保護

- Joseph L. H., eds. 1997. ASEAN & EU: Foreign New Linkages and Strategic Alliances. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Davidson, Paul J. 1997. The Legal Framework for International Economic Relations: ASEAN and Canada. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Davidson, Paul J., Regional Economic Zones in the Asia-Pacific: An Economic Law Perspective, in Toh, Mun Heng, & Low, Linda, eds. 1993. Regional Cooperation and Growth Triangles in ASEAN. Singapore: Time Academic Press: 193-209.
- Foo, Kim Boon. 1991. Investment and Cooperation Agreement in the Framework of the Indonesian-Malaysia-Singapore Growth Triangle. Asian Yearbook of International Law. 1 : 179-182.
- 池田文雄. 1969. 『投資紛争解決法の研究』アジア経済研究所.
- 今泉慎也「東アジアにおける二国間投資促保護協定の締結状況」矢谷通朗(編)1996. 『経済協力シリーズ(法律)第178号 外国投資の法的保護-その現代的様相と課題』アジア経済研究所 : 25-58.
- 金子由芳. 1999. 「投資自由化議論の動揺とベトナム外資法の対応」『アジア経済』40(7) : 2-26.
- 河野真理子. 1995. 「投資紛争解決国際センター-その制度と活動-」『筑波法政』18 : 325-353.
- 河野真理子. 1998. 「投資紛争解決国際センターの制度と活動」『国際商事法務』26(6) : 601-621.
- Konan, Denise Eby. 1996. The Need for Common Investment Measures within ASEAN. ASEAN Economic Bulletin. 12(3) : 339-350.
- Lee (Tsao), Yuan, ed. 1991. Growth Triangle: the Johor-Singapore-Riau experience. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- 櫻井雅夫. 1997. 『現代法律学体系 国際経済法[新版]』成文堂.
- 櫻井雅夫. 2000. 『新国際投資法-投資と貿易の相互作用-』有信堂.
- Shihata, Ibrahim F. I. & Parra, Antonio R. 1999. The Experience of the Settlement of Investment Disputes. ICSID Review - Foreign Investment Law Journal. 14(2) : 299-361.
- Sornarajah, M. 1995. Protection of Foreign Investment in the Asia-Pacific Economic Co-operation Region. Journal of World Trade. 29(2) : 105-129.
- Sucharitkul, Sompong. 1991. ASEAN Society, A Dynamic Experiment For South-East Asian Regional Co-operation. Asian Yearbook of International Law. 1 : 113-148.
- Suthad Setboonsarng. 1998. アセアン経済協力の枠組みASEAN Economic Cooperation-AFTA and ASEAN Industrial Cooperation(AICO). in ASEAN Investment Seminar in Tokyo on June 16, 1998, available at <http://www.asean.or.jp/hp_in/suthad.html>.
- Suthiphand Chirathivat, Chumphorn Pachusanon&Patcharawalai Wongboonsin. 1999. ASEAN Prospects for Regional Integration and the Implications for the ASEAN Legislative and Institutional Framework. ASEAN Economic Bulletin. 16(1) : 28-50.
- Toh, Mun Heng, & Low, Linda, eds. 1993. Regional Cooperation and Growth Triangles in ASEAN. Singapore: Time Academic Press.
- U. N. Conference on Trade & Development. 1996. International Investment Instruments: A Compendium Volume II Regional Instruments. U.N.Doc.UNCTAD/DTDI/30 (Vol.II), U. N. Sales No. E. 96. II. A.
- Vatikiotis, Michael. 1990a. Singapore pushes economic ties with neighbors: Triangular vision. Far Eastern Economic Review. 149(30) : 15.

Vatikiotis, Michael. 1990b. Bet on Batam. Far Eastern Economic Review. 149 (36): 13.

安田信之. 2000. 『東南アジア法』日本評論社.